

水道の諸課題に係る有識者検討会開催要綱

1. 趣旨

昨今、水道に関して大規模な事故など様々な問題が発生しており、課題や対応策等の整理・検討が必要となってきたところである。このような状況を踏まえ、現在の課題の洗い出しを行い、改善に向けた今後の本格的な検討につなげるため、有識者・水道事業者等を構成員とする検討会を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 本検討会の構成員は厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が委嘱する。
- (2) 座長は構成員の互選により選出する。
- (3) 構成員の変更・追加が必要となった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が委嘱する。

3. 主な検討課題

水道法令に基づく制度及びその運用等に係る諸課題

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課が行う。
- (2) 本検討会は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が開催する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、構成員以外の関係者の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は原則公開とする。ただし、座長が必要と認め、その全部又は一部を非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (5) 本検討会の構成員は、職務上知得した秘密を外部に漏らしてはならない。
- (6) その他本検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が定める。